相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市中央三丁目三三番地一、最後の住所宮城県石巻市中央三丁目六番六号
被相続人　亡　小西　義信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
宮城県石巻市泉町四丁目一番二〇号　庄司法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松浦健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市成川字上ノ台二一番地三、最後の住所福島県福島市成川字上ノ台二一番地の三　被相続人　亡　山縣　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
福島県福島市五老内町六番九号鈴木芳喜法律事務所
相続財産管理人　弁護士　駒田　晋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市若宮町五番地一四、最後の住所千葉県銚子市三軒町七番地の三一銚子コピーセンター　被相続人　亡　宮内　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　東　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市行徳駅前二丁目二一番、最後の住所千葉県市川市行徳駅前二丁目二一番二二―五〇三六号　行徳マンション
被相続人　亡　馬場　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉九階みどり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山村　清治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市玉前一三〇六番地、最後の住所千葉県市原市神崎二六三番地一
被相続人　亡　山田　まさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス　相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市寺田町四三二番地、最後の住所東京都八王子市寺田町四三二番地グリーンヒル寺田一三五―二〇三
被相続人　亡　木下　英里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西多摩郡瑞穂町南平二丁目三四番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　加藤　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階福澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿六丁目六四七番地、最後の住所東京都新宿区西新宿五丁目二四番一〇号　被相続人　亡　茂木　桂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市緑町二丁目二三五三番地四一、最後の住所東京都板橋区赤塚新町三丁目三四番四―三〇三号
被相続人　亡　佐藤　壽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字平岡町二番地、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町むさし野一丁目五番地　被相続人　亡　石岡美津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階　相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市熊出四六四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　建

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
事務所新潟県胎内市表町六番一七―六号二階　相続財産管理人　弁護士　阿部　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市北間町イ五二番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　丸山喜美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月三日
石川県金沢市小立野一丁目三三番八号、事務所石川県金沢市新神田五丁目三四番地ア・レーズ一〇一号室
相続財産管理人　司法書士　宮村　直人

第77期決算公告

平成26年8月28日　東京都千代田区神田美土代町7番地
日成共益株式会社
取締役社長　熊谷　和男

貸借対照表の要旨　（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	19,000,957	流動負債	11,058,787
固定資産	7,361,461	固定負債	2,438,945
有形固定資産	2,479,427	負債合計	13,497,733
無形固定資産	92,174	株主資本	12,864,685
投資その他の資産	4,789,859	資本金	218,225
		資本剰余金	21,258
		利益剰余金	12,625,202
		利益準備金	54,556
		その他利益剰余金	12,570,646
		（うち当期純利益）	(681,753)
		純資産合計	12,864,685
資産合計	26,362,419	負債・純資産合計	26,362,419